

平成12年度前期期末試験問題

試験日2000年9月18日

授業科目 国際経済法、国際取引法

出題者 小室教官

1、

タイの日系企業X社は、EC向けにCOLOR TELEVISION(以下CTVという)を輸出していたところ、EC当局のダンピング調査を受けた。調査対象期間は1998年1月から12月までの1年間であり、その間のEC向け輸出は20万台、タイ国内の販売は1万台であった。またX社はタイ国内でもECでも販売子会社をとおして販売していた。このような状況のもとでEC当局は慣行上どのようにダンピング価格差を算定するか、またその算定方法はWTO法上合法といえるかどうか、論述しなさい。

2、

ECのパナナ輸入制度はWTOの紛争解決手続でどのように判断されたか、また同制度をWTO整合的にするにはどのような改正が必要か、論述しなさい。

3、米国とECの現行迂回防止規定はどのように異なるか、また両者はWTOルールと整合するかどうか、論拠をあげて説明しなさい。

4、

調和原産地規則として付加価値基準が採用される場合、および除外条項付きの関税番号変更基準が採用される場合、国際貿易はどのようなインパクトをうけるか、説明しなさい。

5、以下のなかから2つを選び簡潔に説明しなさい

- (1) 日米保険協議とサービス貿易協定の約束表
- (2) PPMの法的地位
- (3) Pipeline Products
- (4) ECの半導体原産地規則
- (5) 非違反申立の要件